

○活水女子大学利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、活水女子大学（以下「本学」という。）の教職員等の利益相反を適切に管理し、かつ、教職員等の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「利益相反」とは、次条に規定する者（以下「教職員等」という。）が産官学連携活動等を行うことにより、教職員等の個人的な経済的利益や学外組織に対する責務が、本学における大学の使命や教職員等の責務と相反する状況をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、次の各号に掲げる者について適用する。

- (1) 本学の常勤の教職員
- (2) その他第6条に規定する委員会が指定する者

(利益相反管理の対象)

第4条 この規程に基づく利益相反の管理は、教職員等が次の各号に掲げる活動を行う場合を対象として行うものとする。

- (1) 学外に対して産官学連携活動を含む社会貢献活動（企業等への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）若しくは便益（物品、設備、人員等）の供与又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く。）を得る場合
- (3) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (4) 学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- (5) その他次条に規定する委員会が対象とすることを認める場合

(利益相反)

第5条 教職員等は、兼業、兼職、技術指導、共同研究及び受託研究を行う場合並びに施設・設備・物品等の便宜供与を与える場合又は与えられる場合、社会通念上不当と思われる個人的な経済的利益を生じさせないようにするものとする。

2 教職員等は、本学の職務に対して個人的な利益を本学の利益に優先させると客観的に見られたり、個人的な利益の有無にかかわらず、兼業、兼職、付帯業務等を本来業務に優先させていると客観的に見られたりという利益相反を生じさせないようにするものとする。

(設置)

第6条 利益相反を適正に管理するため、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること
- (3) 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関すること
- (4) 利益相反管理のための調査に関すること
- (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること
- (6) その他本学の利益相反に関する重要事項

(利益相反管理のための調査)

第8条 前条第4号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の請求
- (2) 事情聴取
- (3) 助言指導等
- (4) 状況観察

(5) その他利益相反管理のための調査に必要と認める方法

2 前項各号に掲げる調査の実施手続は、委員会が決定する。

(審査)

第9条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、教職員等の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて判定する。

2 委員会は、前項の規定による審査の結果、改善が必要と判断した活動を行う者に対しては、改善勧告を行うものとする。

3 委員会は、前項の改善勧告を行った場合は、当該活動を行う者の状況を観察する。

4 第2項の規定により、改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服があるときは、申出により委員会に再審査を請求することができる。

5 委員会は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに再審査を行うものとする。

6 委員会は、再審査の請求に係る活動について改善が必要であると判断した場合は、その旨を学長に報告し、改善が必要でないと判断した場合は、改善勧告を取消し、その旨を再審査を請求した者に通知する。

7 学長は、前項の報告を受けた場合において当該活動について改善が必要であると認めるときは、当該活動を行う者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取消し、その旨を当該活動を行った者に通知する。

(利益相反自己申告書等の保存)

第10条 委員会は、提出された利益相反自己申告書等を秘密書類として管理し、及び保存する。

(学外への情報公開)

第11条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

2 委員会は、学外への情報公開にあたって、教職員等の個人情報の保護に留意するものとする。

(組織)

第12条 委員会は、学長が指名する委員をもって組織する。

2 前項の学長が指名する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第13条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開催)

第14条 委員会は、原則として年1回開催する。ただし、必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(意見の聴取)

第15条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員等の義務)

第16条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 第13条の規定により委員会に出席を求められた者については、前項の規定を準用する。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、委員の3分の2以上の同意を必要とし、教授会の審議を経て、運営協議会で決定する。

(事務手続き)

第19条 利益相反管理委員会の事務は、教務課において処理する。

附 則 1

この規程は、2012年(平成24年)12月3日から施行する。

附 則 2

この規程は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。